

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設概要 (適合性チェックシート)

既存の共同住宅又は一戸建ての住宅で滞在期間が3日から6日の特区滞在事業を行う場合において、適合性を確認するために使用するものです。

申請者名	
施設名称	
施設所在地	
代理者名/電話番号	

○事業にかかる建築物の床面積の内訳

階数	床面積		
	滞在者利用部分	その他の部分	合計
3			
2			
1			
合計			

該当するチェックボックスにチェックして下さい。

最低滞在 期間(平成30 年3月15日 以降)	3日から6日	
	7日以上	

※7日以上にチェックされた方は以下のチェックリストにお答えする必要はありません。

○チェックリスト

《該当するチェックボックス□を黒塗り■して下さい》

①建築物の現在の用途が一戸建ての住宅、長屋住宅 若しくは 共同住宅である。

- はい
□ いいえ

②滞在者の寝室、その寝室からの避難経路(廊下、階段、経路となる室等)に裏面の1に適合する非常用照明が設置される予定である。

- はい
□ 裏面の1の「非常用照明の設置を要しない場合」に該当する寝室がある
□ いいえ ⇒裏面の1へ

③消防と事前協議を行い、消防法に基づく警報器(自動火災報知設備等)が設置される予定である。

- はい
□ いいえ ⇒所管の消防署で事前協議を行ってください

《一戸建ての住宅で事業を行う場合は、以下についてチェックしてください》

④3階以上の階に滞在者利用部分がない。

- はい
□ いいえ ⇒裏面の2へ

⑤2階の滞在者利用部分の床面積が100㎡以内である。

- はい
□ いいえ ⇒裏面の3へ

⑥滞在者利用部分の床面積が200㎡以内である。

- はい
□ いいえ ⇒裏面の4へ

※上記において「いいえ」に該当する場合は、裏面のとおりに適合させる措置を要する場合があります。

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設にかかる留意事項

既存の共同住宅又は一戸建ての住宅で滞在日数が3日から6日の特区滞在事業を行う場合、火災時における避難安全性を確保するための措置として、一定の要件を備えることが必要とされていますので、以下によりご対応下さい。

1 非常用照明装置

チェックリスト②で「いいえ」とお答えした方については、以下の基準に適合する必要があります。

○非常用照明の構造等

設置する非常用照明は建築基準法施行令第126条の5及び昭和45年建設省告示第1830号に定める構造としてください。

- ・照明は直接照明とし、床面において1ルクス以上(蛍光灯・LEDタイプは2ルクス以上)の照度を確保する
- ・耐熱性及び即時点灯性を有する
- ・火災時に温度が上昇した場合であっても著しく光度が低下しない
- ・予備電源を設けている など

○寝室に非常用照明の設置を要しない場合

以下のいずれかの要件に該当する寝室は、非常用照明の設置は不要です。(各寝室ごとに判断が必要)

ただし、他の寝室からの避難経路に該当する寝室には非常用照明の設置が必要です。

①滞在者の寝室が避難階にあり、次の全ての要件を満足する場合

- ・寝室の奥から屋外への出口までの距離が30m以内で避難上支障がないもの
- ・寝室に当該室の床面積の1/20以上の採光が得られる窓が設けられている
- ・寝室から屋外への出口までの避難経路(廊下、階段、経路となる室等)(※1)に非常用照明が設置されている

②滞在者の寝室が避難階の直上階・直下階にあり、次の全ての要件を満足する場合

- ・寝室の奥から屋外への出口または屋外避難階段(※2)までの距離が20m以内で避難上支障がないもの
- ・寝室に当該室の床面積の1/20以上の採光が得られる窓が設けられている
- ・寝室から屋外への出口までの避難経路(廊下、階段、経路となる室等)(※1)に非常用照明が設置されている

③滞在者の寝室の床面積が30㎡以下であり、次のいずれかの要件を満足する場合

- ・寝室から直接地上へ出られる出口を有している
- ・寝室から屋外への出口までの避難経路(廊下、階段、経路となる室等)(※1)に非常用照明が設置されている

※1 開放廊下または屋外階段となっている部分は除く

※2 屋外避難階段…建築基準法施行令第123条の要件に適合するもの

○設置確認について

設置後、適切に設置されているかどうか以下の項目について確認してください。

- ・対象部分において照度測定を行い、照度が確保されていることを確認すること
- ・予備電源への切り替え、器具の点灯状況を確認すること

2 3階以上の階に滞在者利用部分がある場合

チェックリスト④で「いいえ」とお答えした方については、以下のいずれかの基準に適合する必要があります。

①建築物の延べ面積が200㎡未満の準耐火建築物で、階段とその他が間仕切壁又は戸(ふすま、障子は除く)で区画されていて、令第110条の5に適合する警報設備^{※3}が設けられていること。

②耐火建築物であること。

※3 警報設備…「自動火災報知設備」又は「特定小規模施設用自動火災報知設備」(いずれも消防法令に適合するもの)

注)特定小規模施設用自動火災報知設備は規模等により設置が出来ない場合があります。具体的な要件等は所管消防署へご相談ください。

3 2階の滞在者利用部分の床面積が100㎡を超える場合

チェックリスト⑤で「いいえ」とお答えした方(主要構造部が準耐火構造であるか、または不燃材料で造られている建築物であれば200㎡以内は対象外)については、以下の基準に適合する必要があります。

- 当該階から避難階(主に1階)又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けること。
- 2階における滞在者が利用する部分の床面積の合計が300㎡以上とならないこと。
ただし耐火、準耐火建築物は対象外。

4 滞在者利用部分の床面積が200㎡を超える場合

チェックリスト⑥で「いいえ」とお答えした方については、以下の基準に適合する必要があります。

- 滞在者の寝室及び寝室から地上に通ずる部分を令第128条の5第1項に規定する技術的基準に適合させること。ただし耐火、準耐火建築物等は対象外。
- 廊下の幅は1.6m(居室が廊下に片側にある場合は1.2m)以上とすること。
ただし、3室以下の専用の廊下は対象外。